

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示		ページ
○種畜証明書の交付の通報	(畜産振興課)	1
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地対策課)	2
○道路の区域変更	(道路課)	3
公 告		
○土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課)	3
その他		
○平成26年度行政書士試験の合格者	(法務課)	3

## 告 示

### 高知県告示第36号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11346216629	平26・ 12・1	北嶺栄 (全和12子高褐 1082)	牛	褐毛 和種	平24・ 8・22	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

## 高知県告示第37号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成27年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 起業者の名称

安芸市

## 2 事業の種類

安芸市土居津波避難タワー整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

安芸市土居字キョ久保地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

平成26年11月28日に安芸市から申請があった安芸市土居津波避難タワー整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第7条の規定に基づき、安芸市が地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安芸市は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために、平成24年3月に「安芸市津波避難計画」を策定し、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
安芸市は、本県の東部に位置する面積317.37平方メートル、人口18,759人（平成26年8月末現在）の市であり、国道55号を中心として県東部地域最大の市街地を形成している。

市域は、中央部を安芸川及び伊尾木川が流れ、その流域には安芸平野が広がっており、北部は四国山地の一部を形成し、南部は東西約18.6キロメートルにわたる海岸線が土佐湾に面している。

本件事業において整備する津波避難タワーは、土居玉造地区及び東浜地区の各一部（以下「対象地域」という。）における津波避難困難者を対象とした緊急避難場所として活用するものである。

本件事業の起業地は、対象地域の北部にある安芸市消防防災センターの東に存し、県道安芸伊尾木沿いの北側に位置する、海拔約9メートルの宅地及び畑である。

本県において甚大な被害が予想される南海トラフ地震は、今後30年以内に60ないし70パーセントの確率で発生すると予測されているが、平成24年8月29日に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」によると、安芸市の海岸沿いの全ての地域において大規模な浸水が予測されており、対象地域においては、津波到達時間は20ないし30分、浸水深は最大で5ないし10メートルと予測され、対象地域内には、津波避難場所としての機能を有する高さの既存施設もないことから、津波避難困難者が多数に及ぶと想定されている。

安芸市では、平成16年度から地域の危険箇所を地域住民と一緒に確認する防災点検を実施して防災マップ等を作成し、これを基に、平成24年3月に安芸市津波避難計画及び地域津波避難計画を策定しており、平成25年3月には、南海トラフの巨大地震の新想定を受けて安芸市津波避難計画及び地域津波避難計画をそれぞれ修正している。

これらの計画等を基に、対象地域における津波到達時間を想定し、当該津波到達時間から地震による揺れの継続時間及び避難準備時間を控除した避難可能時間を推計したところ、対象地域には、津波避難困難地域が広く存在することが確認されている。

こうした状況を受け、安芸市では、住民が日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うことを目的として、避難訓練の実施及び津波ハザード防災マップの配布等により意識啓発を図るとともに、第一に命を守るという観点から、津波避難場所としての機能を有する高さの既存施設等が周辺になく、避難に相当な時間を要する地域から順次、津波避難タワーを建設することとし、平成26年11月までに、港町一丁目地区及び港町二丁目地区に津波避難タワーが完成し、

引き続き、本町五丁目・千歳町地区に1基、川北地区に3基、伊尾木地区に3基の整備を本件事業と同時に進めている。

現在、対象地域の津波発生時の指定避難場所は、安芸市消防防災センターの3階及び屋上並びに安芸市立土居小学校の屋上が指定されているが、津波到達時間内に避難が可能であるか検証を行った結果、対象地域の住民全員の避難完了はできないことが想定されており、早急な津波避難場所の整備が必要となっている。

本件事業に係る避難対象範囲は、避難可能時間内に津波避難タワーの避難スペース（2階以上）まで昇ることが可能な対象地域の行政区人口235人に、対象地域内の事業所の従業員等15人を加えた250人を想定しており、対象地域の住民及び従業員の生命を守る重要な施設の整備となっている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である安芸市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。更に、安芸市は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

## ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、津波浸水予測図等から津波避難困難地域を選定し、対象地域の住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、3箇所の候補地を挙げて比較検討している。津波避難困難地域内での避難距離、避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、津波避難タワー及びその維持管理用地として必要な面積であり、適当であ

ると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について  
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、対象地域の周辺には、適切な津波避難場所が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が高い状況であり、津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までににおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
安芸市防災センター

高知県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年1月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字五百 藏乙3172番3	前	2.8 ┌ 3.2	3
	後	5.6 ┌ 5.7	3

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市介良乙丙土地改良区の定款の変更を平成27年1月14日に認可した。

平成27年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

そ の 他

平成26年11月9日に実施した平成26年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成27年1月27日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力  
受験番号

- 7 7 1 0 0 0 1
- 7 7 1 0 0 0 2
- 7 7 1 0 0 0 8
- 7 7 1 0 0 2 5
- 7 7 1 0 0 3 8
- 7 7 1 0 0 3 9
- 7 7 1 0 0 8 3
- 7 7 1 0 1 1 1
- 7 7 1 0 1 1 4
- 7 7 1 0 1 6 5
- 7 7 1 0 1 7 5
- 7 7 1 0 2 2 3